

令和6年度事業計画

I 活動方針

本年1月に発生しました能登半島地震・津波により、甚大な被害が発生しました。そのような中、石川県、そして北陸地方の会員の方々は、「地域の守り手」として先頭にたって復旧作業にご尽力いただいていることに敬意を表します。港湾の復旧・復興には、作業船と海上工事の技術を備えた作業員の方々が必要です。海技協も、会員企業、関係者の方々とともに復旧・復興に取り組んでまいります。

補正予算は、11月に成立しました。前年度よりはかなり多い額（港湾整備事業＋港湾海岸事業の国費：1,022億円）が措置され、令和6年度の予算は、昨年度とほぼ同額の2,601億円（国費：同）が確保されました。公共事業についてはここ数年微増で推移していますが、資材の高騰等により実質的に目減りしています。

【要望活動】

ここ数年、国土交通省港湾局により、中長期事業見通しの提示をはじめとする様々な事業執行制度の改善がなされています。しかし、その一方で、鋼材価格の高騰による作業船建造価格の上昇、現場で働く技能者及び技術者の担い手不足問題が顕在化しています。当協会の会員の多くを占める作業船保有業者が、地域の守り手として安定的・持続的に活動できるように公共調達制度の改善、地元向け工事の増とともに、下請契約が適正に行われるような施策を、更には、作業船の新造・改造・維持するための支援を求めていく必要があります。そのため、令和6年度も、要望内容を議論し港湾局長要望に取り組んでまいります。

【資格認定事業・能力評価事業】

「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の資格認定事業については、公益事業であり公正さを第一に取り組んでまいります。更新講習については、会場に来なくて済むオンライン講習を継続します。

CCUSと連動した能力評価については、CCUS加入促進の呼びかけと、能力評価は海技協が行うレベル判定で評価される仕組みの周知。そして、適正な審査に取り組みます。

【国土交通省港湾局が行う取組への協力】

国土交通省港湾局は、官民が連携して、作業船の保有水準と担い手の確保に向けた具体的施策の検討のため、令和5年度に「作業船官民会議」を設置しています。また、港湾工事における二酸化炭素排出量削減、i-Construction推進の各検討会が設置されています。これらの検討会は協会の課題を申し述べる機会でもあり、積極的に対応して参ります。

港湾局は、頻繁に実態調査を行いますが、施策の制度設計や積算基準等に実態を反映させるため必要なことですので、調査の効率化も求めつつ実態調査に協力して参ります。

【働き方改革、担い手育成・確保、生産性向上】

働き方改革については、本年4月1日より、時間外勤務の上限規制が適用されます。適正な工期で発注され、不測の事態には契約変更等で対処されることになります。協会としても、それぞれの現場で休日が確保されているか注視して参ります。

担い手育成・確保については、若い人が海上工事業を理解してもらうため、国土交通省や関係団体と協働し現場見学等の取組を行い入職を促して参ります。加えて、「建設業務労働者就業機会確保事業」の活用で会員企業間の労働力の需給調整を図り、更に、特定技能外国人の受入を外国人協議会の一員として進めて参ります。

生産性向上については、プレキャスト化の推進や i-Construction の推進により、作業船の活用工事を増やすとともに省人化を進めて参ります。

【その他の活動】

港湾における DX・i-Construction 推進、洋上風力発電、カーボンニュートラルなどの情報を収集し会員に提供するとともに、必要に応じ対応の検討を行って参ります。

令和6年度は、このような考え方の下で協会活動を展開してまいりますので、会員各位のご協力とご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

1. 事業活動

(1) 会員の意見等の収集

会員を巡る環境は大きく変動しています。令和6年度においては、専門委員会、意見交換会等を通じて、会員企業の経営に影響を及ぼしている様々な課題について、実態や意見等の情報を収集し、協会としてどのような活動が可能かを検討してまいります。

(2) 要望活動

① 国土交通省等への要望

国土交通省港湾局長要望書は、会員からのアンケート調査結果及び昨年度の要望に対する実現状況も踏まえて作成します。予算の確保、元請受注の増と下請契約の改善を主な柱とし、「働き方改革、担い手育成・確保、生産性向上」という建設業が直面する課題、そして、作業船の新造・改造・維持への支援という当協会の特徴的な課題を要望してまいります。

各支部においては、各地域の特性を踏まえた要望に関して地方整備局港湾空港部等と意見交換会を開催します。その際、本部も同席し一丸となって要望します。特に、全国的な課題については本部から地整幹部に説明いたします。

② 港湾管理者への要望活動

当協会が行っている事業に関して理解が得られるように主要な港湾管理者に対して、本部・支部が連携して要望活動を行うこととします。その中では作業船の安全な係留場所の確保、係船費用の低減の問題についても具体的な要望を行ってまいります。また、昨年度にお声がけいただいた、地整と港湾管理者の意見交換の場である港湾事業実施円滑化会議にも参加して参ります。

(3) 港湾局が要請する各種検討会への対応

作業船官民会議をはじめとする各種の検討会は、協会の抱える課題について申し述べる機会、さらに、港湾局の施策に当協会の意見を反映させる機会であり、積極的に対応して参ります。また、協会内の専門委員会（常任委員会、事業委員会、技術委員会）に対しても、情報提供等を行うとともに意見を求めて参ります。

(4) 国土交通省が行う実態調査への協力

国土交通省港湾局は、作業船官民会議の施策に関連し、令和5年度に、「作業船の新造・買替・維持に対する支援制度に係るアンケート調査」を実施しました。また、例年、積算基準で用いる諸数値の改定や作業船損料の改定のため、施工業者に対して実態調査を行っています。当協会の要望の中には、これらの調査結果を基に判断されるものが数多くあり、要望を実現するためにも回答することが必要ですので積極的に協力して参ります。

(5) 船舶作業員の斡旋事業

船舶作業員の確保が難しくなる中、本斡旋事業に参加する会員企業が増えています。引き続き要請に応え、構成事業主となるための手続きを行います。

なお、現計画で認められている期限が令和6年9月です。引き続き、当協会が本斡旋事業を継続するため、令和6年度に実施計画の変更申請（更新手続き）を行います。更に、昨年度に引き続き、雇用管理者講習会を開催します。

(6) CCUS と連動した能力評価事業

能力評価事業は、技能者の能力レベルを評価する事業であり、公正に対応して参ります。能力評価を受けるにはCCUSに加入することが前提であり、加入促進の呼びかけと併せて能力評価（技能レベルの認定）を受けるメリットをPRして参ります。

(7) CCUS を活用した処遇改善

CCUS と連動した処遇改善施策は、以下のように取り組みます。

①能力評価の対象職種の拡大

現状は、能力評価できる職種が限定的であり、港湾工事に携わる技能者が全て評価されることにはなっていません。国土交通省港湾局及び関係協会と協力して評価される職種の拡大に取り組みます。

②能力レベルに応じた年収目標（目安）の設定

年収目標の設定は、技能者に支払われる賃金の問題であるため、仕組みについて合意した上で、港湾局及び関係協会と協力して取り組みます。

③専門工事業の見える化評価

他の協会の取組状況を注視し、導入の必要性を検討します。

(8) 港湾における i-Construction 推進への対応

DXの推進は、政府の重要施策です。港湾工事でも、ICTやBIM/CIMの導入、遠隔臨場などが進んでいます。当協会は、「港湾における i-Construction 推進委員会」に参加しており、港湾局に意見を申し上げて参ります。また、技術委員会の中で情報提供を行うとともに意見を聴取して参ります。

(9) 港湾における二酸化炭素排出量削減への対応

カーボンニュートラルの推進は、政府の重要施策です。港湾工事でも排出量削減の取組を推進するため、排出量算定のガイドラインを策定するとともに試行工事の取組が進められています。当協会は、「港湾における二酸化炭素排出量削減検討WG」に参加しており、港湾局に意見を申し上げて参ります。また、技術委員会の中で情報提供を行うとともに意見を聴取して参ります。

(10) 特定技能外国人受入問題への対応

会員企業が特定技能外国人の受入ができるよう、引き続き、外国人協議会の一員として取り組んで参ります。現在、フィリピンからの受入が進められており、事務局の日港連に協力するとともに、事務局と当協会会員の仲介をして参ります。

(11) 働き方改革に関する港湾建設関係団体との連携・協力

関係する5協会は、平成30年度に「港湾建設関係協会連絡会議」を設置し、働き方改革の課題解決に向けた取組を連携・協力して進めてきました。

時間外労働の上限規制が令和6年4月1日より適用されますが、引き続き、本部レベルで連携・協力するとともに、地域的な課題については、支部レベルでも連携・協力して参ります。

(12) 講演会・安全講習会等の開催

本部総会・理事会等や各支部総会・意見交換会の機会等を活用した講演会、及び、各支部が他の協会の支部と共催で行う安全講習会等を開催することとします。

(13) 他機関への協力等

例年通り、当協会の目的である「海上工事事業の振興と海上工事技術の向上」に資するものについて、他機関が実施する事業に協力してまいります。

2. 調査研究等

(1) 自主事業

① 安全対策・環境保全対策の推進

会員保有作業船の安全パトロールを行うとともに、安全標語入りポスター等を作成・配布し、安全確保のための意識の向上に努めます。また、「作業船団安全運航指針」の普及に努めます。

② 担い手確保のための活動

担い手確保のためには、若い人たちに海上工事事業の重要性を認識してもらい、この事業に魅力を感じてもらうことが必要です。会員企業において、現場見学会などを行い3Kの払拭に努めており、協会としても連携・協力していきます。また、適宜、地方整備局や他の団体とも協働していきます。

③ 新たな事業分野等に関する情報収集と提供

会員に関心が高いと思われる新たな事業分野の動向に関する情報を収集できる体制を整え、会員に情報提供します。

④ 建設マスターの推薦

当協会は、建設マスターの推薦団体となっており、新年度も会員企業から「マスターにふさわしい建設技能者」を募り、当協会が推薦して参ります。

(2) 受託事業

協会の保有する海上工事技術を活用し、作業船による海上工事の施工方法等に関する調査・検討や作業船に係る在場調査等を受託します。

3. 資格認定事業

(1) 海上起重作業管理技士の認定

「海上起重作業管理技士」は当協会の民間資格で、「登録海上起重基幹技能者」の受講要件の一つです。また、CCUSと連動した能力評価において、レベル3認定の要件の一つです。

令和6年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場 令和6年10月11日

大阪会場 令和6年10月4日

(2) 登録海上起重基幹技能者の認定

本資格は国土交通大臣の認定資格で、当協会が認定業務を行っております。

海上工事を行う作業船団には船団長を配置することが義務づけられ、「登録海上起重基幹技能者は船団長の要件を満たす者とみなす」とされています。また、CCUSと連動した能力評価において、レベル4認定の要件の一つです。

令和6年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場 令和6年10月24日～10月25日

大阪会場 令和6年10月31日～11月1日

(3) 資格認定者の更新講習

上記の両資格者には、講習修了証の有効期限（5年間）前に、更新講習が義務づけられています。令和3年度からオンライン講習を導入しており、令和6年度も継続します。

令和6年度は、以下の日程で、講習を行います。

東京会場 令和6年9月 6日

神戸会場 令和6年9月 13日

福岡会場 令和6年9月 27日

オンライン講習 令和6年10月3日～10月27日

4. 広報活動

例年通り、以下の活動を行って参ります。

- (1) 正会員、賛助会員の勧誘促進
- (2) 協会報の発行、協会広報資料の作成配布
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) インターネットの活用による広報活動の推進
- (5) 支部総会等における協会活動報告

なお、協会 HP には、会員専用ページを設けており、行政機関からの通知、技術情報、協会活動等を会員へ迅速に情報提供いたします。

5. 支部活動

各支部は、例年のように、以下の活動を行ってまいります。

- (1) 支部会員への周知・情報提供・アンケート調査の配布及び集計等
- (2) 支部総会等開催による会員相互の連携強化
- (3) 地方整備局や港湾管理者等への要望活動及び意見交換会の開催
- (4) 他団体等との共催による研修、講習会の実施
- (5) 各種表彰者の推薦
- (6) 防災協定に基づく応急対応、訓練等への参加、防災資機材の報告
- (7) 地域イベント等への参画

6. その他

- (1) 会費納入についての臨時措置の継続

会員の厳しい経営環境に鑑み、平成19年度より臨時措置として協会会費の10%の減額を行ってきており、令和6年度も継続することとします。

ウクライナや中東での戦闘終結の見通しが立たず、建設資材も高止まりしている状況で先行きが不透明です。今後の会員の経営環境の見極めが必要な状況であり、「会員企業の負担軽減を令和6年度も継続すべき」と考えています。

今後、本部・支部双方の財政状況や、会員の経営環境を考慮しつつ、臨時措置の解除についての検討も行って参りたいと考えています。

(2) 能登半島地震で被災された会員に対する令和6年度会費の免除

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震では、石川県を中心に大きな被害に見舞われました。会員名簿における所在地が石川県の会員におかれましては、令和6年度の会費を徴収しないことといたします。